

副 本

令和5年（ネ）第2083号 損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） アンビカ・ブダ・シン

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京都 外1名

準 備 書 面 (1)

令和6年2月14日

東京高等裁判所第9民事部A2係 御中

被控訴人兼控訴人（一審被告）東京都指定代理人 大 塚 啓



同 河 方 伸



同 寺 本 孝



同 布 川 尚



一審被告東京都は、本準備書面において、一審原告の2024年1月18日付け答弁書（以下「一審原告控訴答弁書」という。）における求釈明に対し、以下のとおり応答する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、一審被告東京都の従前の例によることとし、原審における口頭弁論調書添付の反訳書を引用する場合は、証人名及びページ数を括弧内に記載する。

1 求釈明1について（一審原告控訴答弁書2及び3ページ）

一審被告東京都は、亡アルジュンの死因につき、中島医師が説明する「司法解剖の鑑定書に記載されている循環血液量減少性ショックに加えて、運動誘発性急性腎障害と筋挫傷による高カリウム血症で生じた不整脈」（丙48号証5及び8ページ）であると主張する。

なお、一審被告東京都は、亡アルジュンに運動誘発性急性腎障害（激しい運動による全身の筋肉の損傷を原因としてミオグロビン及びカリウム等が全身に徐々に運ばれる傷病）が生じていた可能性が認められることなどの中島医師の医学的意見に基づき、「不整脈から心停止に至ったと考えるのが合理的」と主張しているのであって（一審被告東京都の令和5年7月7日付け控訴理由書〔以下「一審被告都控訴理由書」という。〕11及び12ページ）、当然のことながら、中島医師の「急性腎不全に起因する高カリウム血症」を死因の一つとしている意見（丙48号証6ページ）を否定するものではなく、同意見を亡アルジュンの死亡に至る機序の論拠とするものである。

2 求釈明2について（一審原告控訴答弁書3ページ）

「原判決も認める適正な戒具使用の下、約2時間にもわたって暴れ続けたこと」（一審被告都控訴理由書13ページ）の亡アルジュンの動機・目的は、「亡アルジュンが戒具を装着された状態で頭を持ち上げたり、腕や手首をひねって動

かしたり、両足を曲げたり伸ばしたり、体を反転させるなどしてベルト手錠等を外そうとして」激しく身体を動かし続けたことである（同12ページ）。

また、一審原告は、ベルト手錠等を外そうとして亡アルジュンが動き続けたことが筋挫滅の原因であるとする、主に戒具装着部分の筋肉が壊れることとなるため、戒具の使用による筋挫滅は一切原因となっていないという一審被告東京都の主張と整合しないとして説明を求めているが（一審原告控訴答弁書3ページ）、この点については、中島医師が「アルジュン氏は、身体を拘束された状態で手足及び体幹を動かし続けている。上肢を動かすためには前腕、上腕、肩関節周囲の筋肉を、下肢を動かすためには下腿、大腿等の筋肉を、体幹を動かすためには背筋及び腹筋などの筋肉を使わなければならないため、映像に見られるアルジュン氏の激しい動きによって全身の筋肉に過剰な力が加わり、主として自己の筋力により筋肉に筋挫傷（筋挫滅）が生じたものと思われる。」（丙48号証6ページ）と意見を述べているとおり、亡アルジュンが戒具を装着された状態で身体を動かして暴れ続けることによって生じた筋挫滅は全身に及んでいたのであるから、「主に戒具装着部分の筋肉が壊れる」とする一審原告の見解自体が誤りであり、応答の要を認めない。

3 その他の求釈明と思われる事項について（一審原告控訴答弁書3ないし7ページ）

一審原告は、一審原告控訴答弁書第2の2において、一審被告都控訴理由書（25及び26ページ）における一審被告東京都の主張の根拠を明らかにするよう求めているようであるが（同(1)第3段落・4ページ、同(2)第2段落・5ページ）、これらの点に関する一審被告東京都の主張は、一審被告都控訴理由書で述べたとおりである。

また、一審原告は、一審原告控訴答弁書第2の2(3)最終段落（7ページ）において、一審被告東京都は、中村警部補が戒具の使用により拘束している部分がうっ血したり腫れ上がったりしている場合には「すぐ」に病院に連れていくと証

言したことをもって、「鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性があることを認識していた」と原判決が認定したことにつき、論理の飛躍であるとするが、何をもって論理の飛躍と主張しているのか論旨を明確にするよう求めている。この点については、そもそも、亡アルジュンのベルト手錠が外された時点における両手の状態は、「むくみ」が生じているものであって（丙48号証10及び12ページ）、うっ血が生じていて急激に身体の状態を悪化させる可能性がある状態ではなかったものであるが（同号証12ページ）、このことをおくとしても、「うっ血」の状態といっても、生じた部位や程度によって、生命身体に危険が生じる可能性がある場合とそうでない場合が分かれることは経験則上明らかである上、中村警部補自身、亡アルジュンの両手の状態を見ても直ちに病院に連れていくほどの緊急性はなかったと認識していたにもかかわらず（中村41ないし44ページ）、同警部補が「鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性があることを認識していた」（原判決37ページ）と、うっ血が生じた部位や程度に限らずいかなる場合も急激に身体の状態を悪化させる可能性があると認識していたかのように評価するのが論理の飛躍であると主張しているものである。

以 上